

門 総 課 第 284 号
令和 8 年 5 月 15 日

(氏 名) 様

門真市総務部課税課

個人住民税に係る配当控除率の適用誤りについて（お詫び）

平素は、本市税務行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、『令和〇年度 個人住民税』について、課税資料を改めて精査したところ、配当所得に対し、本来 1.4%の配当控除率を適用すべきところ、誤って 0.7%を適用していたことが判明しました。この度は私どもの不手際により、多大なご迷惑をお掛けすることとなり深くお詫び申し上げます。

つきましては、修正後の税額決定通知書を送付いたしますので、恐れ入りますがご確認のほどよろしく願いいたします。

なお、税額修正に伴い還付が生じます。還付手続きに関する案内文書につきましては、後日送付いたしますので、お手数をおかけしますが、ご確認のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

今後、課税資料の処理及び点検の際には十分に精査し、再発防止に努めますので、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

この度は、誠に申し訳ございませんでした。

(同封物)

- ① 市民税・府民税・森林環境税納税通知書 兼 決定通知書
- ② 還付決定通知書
- ③ 市税等の還付金受取り案内
- ④ 口座振込依頼書

<問い合わせ先>

大阪府門真市中町1番1号

門真市役所 課税課市民税グループ

(代表)06-6902-1231 (内線)2253～2256